

## 第三期中期目標・計画（平成30～35年度）策定スケジュールについて

### 1 第三期中期目標の策定等に向けた評価委員会における意見聴取

第三期中期目標の策定業務等を行うにあたって、地方独立行政法人法（以下「法」と言う。）において、以下のことについて設置団体の長は評価委員会から次の意見を聴かなければならないとされている。

- ① 中期目標の策定（法第25条第3項）
- ② 中期計画の認可（法第26条第3項）
- ③ 中期目標終了時の検討（法第31条第2項）

### 2 今後の進め方について（案）

28 年  
12 月頃

#### < 第三期中期目標素案（案）等について審議 >

第三期中期目標の策定に向け、基本的な市立大学の理念や方向性などを整理した中期目標素案（案）について審議

29 年  
4～6 月

#### < 第三期中期目標案（案）及び中期計画案（案）について審議 >

第三期中期目標素案を基に作成した、第三期中期目標案（案）及び中期計画案（案）について審議

8～9 月

#### < 第三期中期目標案についての評価委員会及び法人意見聴取 >

第三期中期目標案（案）を基に、議会や市民からも意見聴取して作成した第三期中期目標案について法人及び評価委員会から意見聴取

11 月

第三期中期目標について議会の議決予定

12 月～  
30 年 1 月

#### < 第三期中期計画案についての評価委員会意見聴取 >

市長の認可にあたり、あらかじめ実施する第三期中期計画案に関する評価委員会からの意見聴取

30 年度

法人は第二期中期目標について評価委員会の評価を受ける  
（法第30条第1項）

※ 枠内の審議・意見聴取については各2回程度実施予定

## 参考条文

### <地方独立行政法人法（抜粋）>

#### （中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### （中略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

#### （中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### （中略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

#### （中略）

#### （中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

#### （中略）

#### （中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

#### （中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

#### （中略）

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。